

財務省告示第四百五十四号

個人向け国債の取扱機関になることができる者のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めることが適当でないとして認められる者を除いた者を変更したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規定に基づき、個人向け国債の募集の取扱いを行うことができる者を定めた件（平成十七年十二月財務省告示第四百五十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年十二月四日から適用する。

平成十八年十二月四日

財務大臣 尾身 幸次

「野畑証券株式会社」の次に「、ニューズ証券株式会社」を、「北九州市農業協同組合」の次に、「東西しらかわ農業協同組合、松戸市農業協同組合、西東京農業協同組合、秋川農業協同組合、町田市農業協同組合、マインズ農業協同組合、世田谷目黒農業協同組合、東京あおば農業協同組合、かながわ西湘農業協同組合、黒部市信用農業協同組合、高槻市農業協同組合、大阪北部農業協同組合、大阪泉州農業協同組合、大阪和泉農業協同組合、泉北西部農業協同組合、グリーン大阪農業協同組合、大阪東部農業協同組合、九個荘農業協同組合、佐伯中央農業協同組合、庄原農業協同組合」を、「東京都職員信用組合」の次に「、北央信用組合、古川信用組合、新栄信用組合」を、「コザ信用金庫」の次に「、大阪商工信用金庫、山口信用金庫」を加える。